

第2章 華やぎのあるまち

景観や緑地を保全し、地域住民のまちづくり活動や美化活動を支援するなど、美しいまちの実現をめざすとともに、成熟した文化・芸術の豊かさを享受できる文化首都をめざす。また、国内外との多彩な交流を進めるとともに、京都の豊富な学習資源を生かした創造的な生涯学習を促進し、魅力あふれるまちをめざす。

ものづくりの伝統を生かし、産学公の連携による京都独自の産業システムを発展させるとともに、21世紀の京都を牽引する新たな観光を創造する。また、大学の集積を生かしたさまざまな交流を進め、若者がいきいき学び、働き、くらすことができる活力あふれるまちをめざす。

「保全・再生・創造」を基本とし、多彩で個性的な機能をもつ魅力あるまちづくりを進める。また、「歩くまち・京都」の考え方を踏まえた公共交通優先の交通基盤、高度情報通信社会に対応した情報基盤を整備し、豊かな市民生活と多様な都市活動を支える。

数字で見る2010年の市民のくらしとまち

第1節 魅力あふれるまち

電柱の見えない歩道等の延長(電線類地中化等)	30km(1999年度)	60km(倍増)
市民1人当たりの都市公園面積	3.08m ² (2000年)	6m ² (倍増)
留学生数	2,677人(1999年)	3,700人(1,000人増)
市立図書館の蔵書数	140万冊(2000年度)	300万冊(倍増)
学校コミュニティプラザ数	7ゾーン(2000年度)	17ゾーン(1年間に1ゾーン整備)
地域の生涯学習コーディネーター数	0人(2000年度)	500人(概ね小学校区に2人以上)

第2節 活力あふれるまち

事業所開業率	2.3%(1991～1996年)	10%
観光客数	3,899万人(1999年)	5,000万人
海外からの観光客(宿泊客)数	39万人(1999年)	80万人(倍増)
シティーカレッジ*科目提供数	250科目, 34大学(2000年度)	500科目, 49大学(倍増)
「青年の家」の利用者数	24万人(1999年度)	30万人(近年の増加率による)

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

「地区計画*」策定箇所数	30地区(1999年度)	60地区(倍増)
市内におけるひとの移動の公共交通機関分担率	48.2%(1998年)	55%(10年前(1990年)の分担率に回復)
インターネット利用率	28.9%(1999年)	90%(3倍増)

第1節 魅力あふれるまち

1 美しいまちをつくる

基本的方向

京都が魅力あふれる美しいまちであり続けるため、規制の強化のみによるのではなく、住民みずから取り組む活動に対する支援を行うなど、まちの美化を進めるとともに、地域の個性や自然・歴史的な条件を十分に考慮して、景観や緑地の保全と向上に努める。

このようにして、自然・歴史的な風土と調和したまちを保全・再生するとともに、京都の華やぎを後世に伝える新しい景観を創造するための取組を進める。

(1) 市民、事業者と一体となったまちの美化の推進

【参照】P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)ア

ア 美化活動の促進

(ア) まちの美化活動の促進

「世界一美しいまち・京都」を実現するため、ひとりひとりが決してごみを捨てない、また、捨てさせない意識を築いていくよう、市民、事業者と一体となって、まちの美化の推進に取り組む。また、身近で日常的なまちの美化活動の定着を図るため、「まちの美化推進住民協定」の締結拡大を促進する。

(イ) 公園の美化活動の促進

花と緑のくつろぎ空間でもある身近な公園を、市民の協力の下、適正に維持管理していくため、地域で自発的に結成されている公園愛護協会の活動を支援する。

(ウ) 河川の美化活動の促進

鴨川をはじめとする市内の河川を美しく保つため、各河川ごとに付近の住民を中心に自発的に結成されている河川愛護団体の活動を支援する。

(エ) 地域の自転車等駐車対策協議会の設置促進

歩行空間をはじめとする道路の景観を美しく維持するため、自転車の適正な利用マナーやルールを守るよう呼びかける地域の自転車等駐車

対策協議会の設置を促進する。

イ まちの美化に向けた監視・指導の強化

警察等関係機関との連携強化の下、不法投棄監視パトロールや悪質な投棄者の告発など指導取締りを強化するとともに、放置自転車等の撤去、違法駐車、違反広告物等の防止・啓発活動を推進する。

ちょっと注目！

まちの美化活動の促進

まちの美化推進住民協定の締結促進運動や地域一斉清掃等の取組への支援
観光地や繁華街、駅、幹線道路等における美化活動の促進
美化運動の全市的ネットワークづくり
まちの美化市民総行動の促進

(2) 個性的で美しい景観の形成

ア 自然・歴史的な景観の保全

【参照】P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(ア)
P105「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ア)

(ア) 歴史的風土の保存・緑地の保全

三方の山々やその山すそ等の歴史的に意義の高い景観のうち、五山の送り火を含むとくに重

要な所を「歴史的風土特別保存地区」に、吉田山等の都市内のまとまった緑地を「緑地保全地区」に指定している。これらの地区においては、現状変更行為を原則として禁止することにより、歴史的風土の保存や緑地の保全を図るとともに、本市所有地を中心に市民が親しめる広場や防災施設の整備を行うなどの適切な維持管理により、これらの地区の創造的な活用も進める。

また、現状変更行為の禁止のため、土地利用に著しい支障を及ぼす場合には、土地所有者の申出により土地の買入れを行う。

(イ) 自然景観などの保全

「風致地区」や「自然風景保全地区」においては、開発に際して、自然景観や緑豊かな住宅地を保全するため、きめ細かな規制と誘導を行う。とくに、「自然風景保全地区」においては、市民の自然風景保全育成活動に対する支援や助成を行い、景観保全施策の一層の強化を図る。

イ 市街地のきめ細かな景観づくり

【参照】 P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(イ)

(ア) 景観保全や整備に関する地区の指定

景観の保全や整備を図るため、景観上一定のまとまりのある地域を調査し、町家が連なる歴史的な町並み景観を保全する「歴史的景観保全修景地区」、地域の特徴を生かした町並み整備を図る「界わい景観整備地区」、将来の歴史的景観を創り出す「沿道景観形成地区」等に指定し、地区の景観の維持向上を支援する。

(イ) 電線類地中化等による道路の景観向上

景観の保全・再生が望まれる主要道路や観光地等を中心に、市民、事業者との連携を図りながら、電線類の地中化を推進するとともに、道路の舗装や照明のデザインを工夫するなど、道路の景観の向上に努める。

(ウ) 歴史的意匠建造物の指定等による地域の景観誘導

歴史的な意匠を有し、周辺の景観整備のシンボルとなるような建物を「歴史的意匠建造物」に指定して、その外観の保存を図るとともに、地域のまちづくりに対する住民の意識を高める。また、閉校となった校舎等の良質な市有建築資産の再生活用を図るなど、地域の景観資産を大切にしつつ活用する、きめ細かな景観誘導を行う。

(エ) 景観整備に関する住民活動に対する支援

地域の景観を整備するため、住民などが主体的に締結した協定の認定や、地域住民で構成された景観整備に関する活動を行う団体への助言者の派遣等を行う。

(オ) 屋外広告物の規制・指導等の強化

「屋外広告物等に関する条例」に基づき、屋外広告物等が地域の特性に調和したものになるよう規制や指導を行うとともに、違反広告物の撤去を強化する。また、歴史的意匠屋外広告物の指定制度等を活用した市街地景観の向上のための活動を強化する。

(カ) 都心部における町並み景観保全方策の検討

都心部における文化財の周辺環境や京都らしい町並み景観を保全するため、都市計画規制や文化財保護のあり方等についての検討を進める。

(キ) 南部地域における新しい都市景観の形成促進

21世紀の本市の新たな活力を担う南部地域においては、緑豊かで、ゆとりと潤いのある歩行空間と沿道景観の整備を促進する。

ウ (財)京都市景観・まちづくりセンターと連携した市街地景観向上への支援

地域の身近なまちづくりを支える「(財)京都市景観・まちづくりセンター」と連携して、シンポジウムやコンクール等を開催することにより、市民の景観保全・再生・創造活動を支援する。

景観を守り育てる都市計画制度関連図

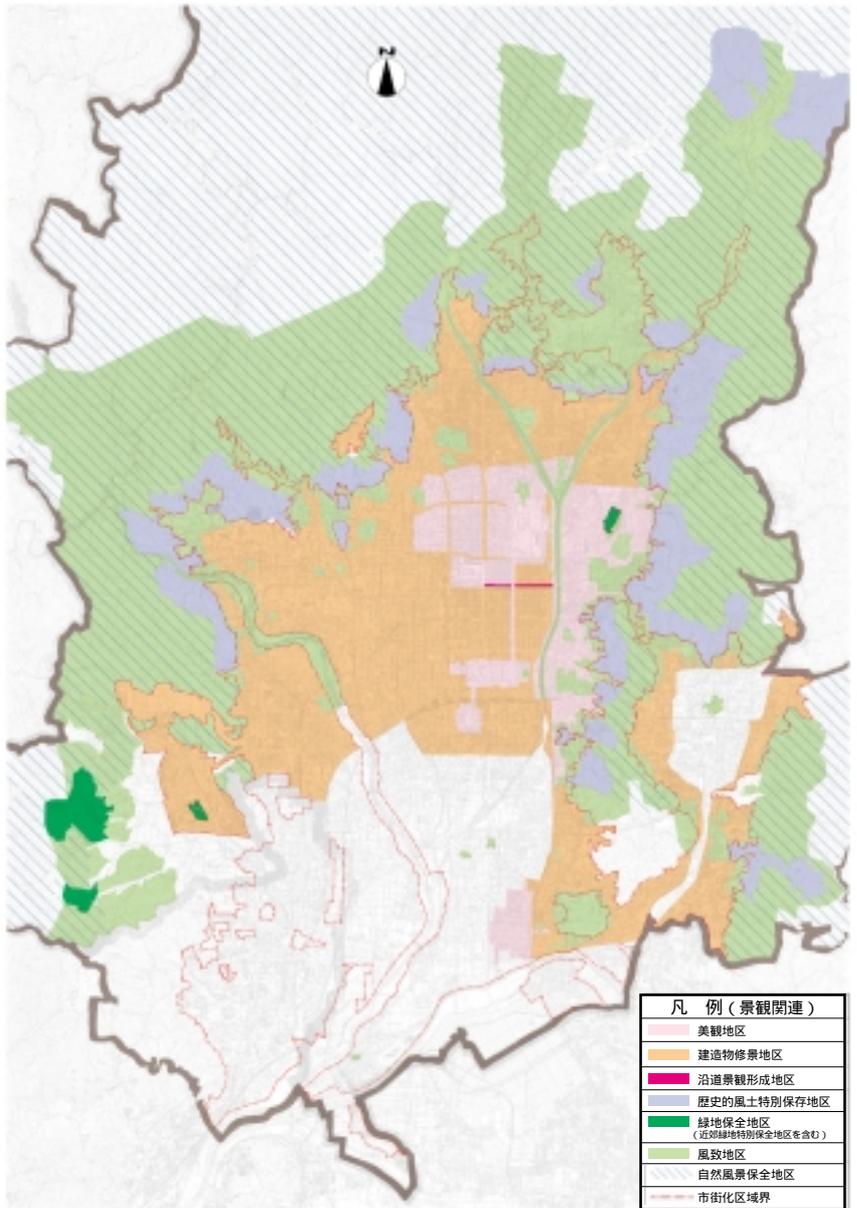
都市計画区域概要図

市界	——
都市計画区域界	----
市街化調整区域	
市街化区域	



市域面積	61,022ha		
都市計画区域面積	48,051ha	市街化調整区域面積	33,051ha
		市街化区域面積	15,000ha

景観地域図



(注)歴史的風土特別保存地区及び緑地保全地区(洛西中央緑地保全地区を除く。)は、風致地区にも指定。また、景観上まとまりのある地域については、美観地区等に重複して伝統的建造物群保存地区等に指定。

また、京都独自の景観をかたちづくっている京町家の保全・再生等に向けた取組を市民とともに進める。

ちょっと注目！

電線類地中化の推進

比較的大規模な商業地域や駅周辺などを中心に整備

東堀川通（二条城前，丸太町～御池通間）等，景観の保全・再生が望まれる主要な観光地などにおいても重点的に整備

(3) 水と緑を生かしたまちづくり

【参照】 P65 「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(ウ)

ア 自然や歴史環境を生かした特色ある公園等の整備

(ア) 宝が池公園「新・子どもの楽園」の整備

周辺の自然環境を生かした都市防災，自然体験学習や憩いの場などの多様な機能をもつ宝が池公園において，自然とのふれあいやさまざまな体験を通じて子どもたちの感性を豊かにする遊び場となる「新・子どもの楽園」を整備する。

【参照】 P46 「2 子どもを安心して産み育てる」(5)ア(イ)

(イ) 桂川緑地の整備

桂川河川敷において，安全な親水空間，スポーツなど自由に利用できる多様なレクリエーション空間を創出するとともに，災害時の物資集積拠点等としても活用できる場の整備をめざす。

(ウ) 淀城跡公園等の整備

地域の歴史を示し，憩いの場や観光資源として活用できるよう，住民の協力を得て，淀城跡公園を再整備する。また，自然休養レクリエーションの場としての大見公園，緑化や環境保全の意識向上を図る都市緑化植物園，環境保全型公園の整備について検討する。

イ 身近な地域の公園の整備

地域住民のレクリエーションや憩いの場として，街区公園等の身近な地域の公園を，歩いて行ける範囲に適正に配置されるよう整備する。また，スポーツ施設と合わせた公園の整備を検討する。

ウ 水辺環境の整備

治水対策を念頭に置きながら，生物が生息する美しく豊かな水を保つ快適な水辺環境を整備することにより，川のもつ多面的な役割をまちづくりに生かす。とりわけ，京都府の西高瀬川の整備事業と連携した堀川における水辺環境の整備，生態系の復元・創造を心がける有栖川等での多自然型川づくり*を推進する。

エ 水と緑のネットワークの形成

市民と一体となって，緑の文化の継承と発展を図るとともに，小鳥や昆虫など小動物の生息する魅力的で豊かな都市の生態系を拡大していくため，家庭の生け垣，社寺，公園などのさまざまな規模の緑化を促進し，街路樹や河川と連結して，水と緑のネットワークを形成する。

そのため，「生け垣緑化助成事業」や「区民の誇りの木選定事業」，「保存樹木，保存樹林の指定」を推進する。また，「緑のボランティアリーダー」の育成，「国際伝統庭園研究センター」の設立についても検討する。

【参照】 P54 「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(2)ア

ちょっと注目！

宝が池公園「新・子どもの楽園」の整備

宝が池公園の「子供の楽園」や「憩いの森」にまたがる区域を中心に、既存施設の有効活用を図りながら整備

桂川緑地の整備

桂川の高水敷等の利用による緑地づくりの一環として、西大橋右岸地区を災害時には広域避難地や災害支援の拠点となり、平常時には親水、スポーツ、レクリエーション施設となる公園として整備

淀城跡公園の再整備

歴史的観光やレクリエーション資源として地域のシンボルとなるよう、また、地域の活性化に寄与する公園として住民の協力を得て淀城跡公園を再整備

堀川の水辺環境の整備

堀川のせせらぎ復活や水辺空間の整備のほか、二条城外堀や西高瀬川への導水、災害時の河川水活用など総合的なまちづくりのなかで水と緑のネットワークを整備

技術を活用した木造建築物の開発など、京都の風土に合った新しい木造住宅の開発・普及について検討する。

参照 P30「2 すべてのひとがいきいきと活動する」(1)エ

(4) 木の文化が息づくまちづくり

本市は、三方を山で囲まれ市域の7割近くを森林が占めており、町家建築、社寺建築、庭園文化をはじめ、漆器、木工品、竹細工等の工芸品を育て、伝統行事とも密接な関係を保ちながら木づくりの文化やすまいの文化を守ってきた。これまで育ててきた木の文化を守り育てるため、木造公共施設の整備、京町家にみられるような伝統的な知恵と意匠による木造建築物の建設の誘導、京都の伝統を受け継ぐ木造建築の技能継承等への取組支援など、木の文化が息づくまちづくりを進める。

また、環境や防災面等を考慮した新素材や新